

警 察 本 部

I 安全・安心の暮らし さが

I - I 防災・減災・県土保全

1 防災・減災等の体制づくり

事業の目的

関係機関(自治体、消防)と連携し、防災訓練や防災パトロールによる共同点検を行うなどして、防災等の推進を図る。

事業の実績

(単位：千円)

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
関係機関と連携した治安対策の向上	—	・緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練(11月11～12日) (図上訓練、被災者の救出、現地指揮所設置・運営訓練) 参加者：警察 15人 ・佐賀県原子力防災訓練(9月3～4日) (情報伝達、警備本部設置・運営、住民に対する広報、住民の避難誘導、避難車両の誘導、モバイルによる映像伝送、避難所の警戒) 参加者：警察 161人 ・市町と警察署が連携した防災訓練等 実施警察署：8署 ・市町と警察署が連携した防災パトロール 実施警察署：7署	—	・佐賀県警・長崎県警・佐賀広域消防局合同救出救助訓練(6月17日) (被災者の救出、現地指揮所設置・運営訓練、映像伝送訓練) 参加者：警察 17人 ・佐賀県原子力防災訓練(10月10日) (情報伝達、警備本部設置・運営、住民に対する広報、住民の避難誘導、避難車両の誘導、モバイルによる映像伝送、避難所の警戒) 参加者：警察 98人 ・市町と警察署が連携した防災訓練等 参加者：9署 ・市町と警察署が連携した防災パトロール 参加者：8署

事業の成果

自治体、消防等の関係機関と連携の上、

- ・ 武雄市における緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練において、部隊活動調整、被災者の救出活動、現地指揮所設置・運営訓練等
- ・ 平成 29 年度佐賀県原子力防災訓練において実施された広域避難訓練で、地域住民の避難誘導、パトカーによる避難広報活動、避難所警戒、情報伝達等
- ・ 防災パトロールによる災害危険箇所の点検・実態把握

をそれぞれ実施して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、災害対処能力向上を図った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

- ・ これまでも継続的に合同訓練は実施しているが、大規模災害発生時には、各自治体、消防、自衛隊等の各防災関係機関と連携した早期対応と情報共有が必要不可欠であることから、更なる連携の向上が必要である。

< 要因分析 >

- ・ 一昨年は「平成 28 年熊本地震」、昨年は「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」が発生したが、本県は地震をはじめとした大規模災害が少ないというイメージを持つ県民が多い。

< 対応方針 >

- ・ 九州内において連続発生している大規模な災害により、県民の災害に対する関心が高まっている機会を捉え、引き続き、自治体・消防・自衛隊等の各防災関係機関との連携強化に努めるとともに、住民参加の合同訓練を実施するなどして、災害に対する県民の意識・防災リテラシーを一層高めていく。
- ・ 平素から、災害危険箇所等の実態把握、各自治体との合同防災パトロールによる情報共有等を行うとともに、実戦的な災害警備訓練を実施し、対処能力の向上に努めていく。

- **くらしの安全・安心**

1 **犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進（一般警察活動費、刑事警察費）**

事業の目的

- ・ 犯罪被害者等の立場に立った施策を展開し、犯罪被害者等に対する支援を推進するため、官民一体となった支援活動を中心に、社会全体で犯罪被害者を支える環境の醸成を図る。
- ・ 県内における犯罪被害者支援ボランティアについて、平成 30 年度までに 24 人とするため、広報啓発活動を積極的に実施する。
- ・ 犯罪の起きにくい安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、防犯ボランティアの育成や活動の活性化のための支援を行うとともに、県民への防犯に関する広報・啓発を実施する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
犯罪被害者支援 推進事業	(6,895) 6,117	・ 被害者支援活動事業 被害者支援連絡協議会 の開催（6月6日） カウンセリング等研究 会の開催（2月2日） 被害者の手引き作成 公費負担制度の運用 犯罪被害者支援事業委 託 ・ 広報啓発活動事業 ポスター、リーフレッ ト等の作成、配布 命の大切さを学ぶ教室 の開催 犯罪被害者支援フォー ラム 2017 の開催	(6,881) 6,508	・ 被害者支援活動事業 被害者支援連絡協議会 の開催（7月29日） カウンセリング等研究 会の開催（2月20日） 被害者の手引き作成 公費負担制度の運用 犯罪被害者支援事業委 託 ・ 広報啓発活動事業 ポスター、リーフレッ ト等の作成、配布 命の大切さを学ぶ教室 の開催 犯罪被害者支援フォー ラム 2016 の開催
防犯ボランティ ア活動支援	(797) 779	・ 防犯ボランティア団体 支援事業 防犯用品の購入提供 防犯ボランティア保険 の加入 ・ 防犯アドバイザー制度 事業業務派遣回数 合計 59 回	(641) 637	・ 防犯ボランティア団体 支援事業 防犯用品の購入提供 防犯ボランティア保険 の加入 ・ 防犯アドバイザー制度 事業業務派遣回数 合計 48 回

事業の成果

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 犯罪被害者支援事業委託の結果については、電話・電子メール相談 500 件、面接相談 40 件、直接支援 20 件であった。
- ・ 県内 21 の中学校・高等学校を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し約 7,400 人の生徒、教職員等が犯罪被害者等の講演を聴講したほか、「犯罪被害者週間佐賀大会」を開催し、約 380 人が犯罪被害者遺族の声に耳を傾けるなど、社会全体で被害者を支え、地域から加害者も被害者も生まない街づくりへ向けた気運の醸成がなされた。
- ・ NPO 法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS が行っている支援員の養成研修会（平成 29 年度 9 人受講）を受け、犯罪被害者支援ボランティア 2 人を獲得することができたものの、これまでの登録者のうち 2 人の辞退者がため、登録従事者数が 17 人となった。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 各警察署を通じて防犯ボランティア団体に対し、パトロール活動時に使用する防犯用品を提供するとともに、防犯ボランティア保険の加入希望調査を行い、保険加入を希望した 11 団体(400 人)への支援を行った。

防犯ボランティア団体は、平成 29 年末で 243 団体、28,501 人となり、前年と比べて団体数は 11 団体、構成員数は、高齢化等の理由から 3,143 人減少した。

防犯ボランティア研修会等の参加団体数は、保健体育課主催の学校安全ボランティア養成研修会の開催に加え、県、警察等が共催による研修会を開催し、249 団体（延べ数）が参加し目標を達成した。

- ・ 警察本部で委嘱している防犯アドバイザーに対し、学校、事業所及び地域住民等の要望に応じて、派遣要請し、防犯講習会等における防犯広報・啓発活動等を行った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
犯罪被害者支援ボランティア数	人	(21) 17	(22) 17	(23) 17	(24)
防犯ボランティア研修会等への参加団体数(延べ数)	団体	(50) 61	(100) 135	(150) 249	(200)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 平成 29 年 10 月までに県及び県内全 20 市町において犯罪被害者支援条例が整備されたことから、平成 29 年度中に犯罪被害者支援担当者を対象とした研修会等を開催したほか、民間支援団体等を始めとした関係機関・団体との連携強化を図っているが、市町毎に対応に差が見られるた

め、更なる取組が求められる。

- ・ 毎年度、犯罪被害者フォーラムを始めとして、あらゆる機会を捉えた広報啓発活動を行っているが、参加者等に偏りがあるため、犯罪被害者等の現状等に対する県民の理解を更に深める必要がある。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 総合的な防犯対策を推進した結果、刑法犯認知件数は減少したが、万引きや自転車盗等の窃盗被害が全体の 73.5%を占めており、また、自転車盗では無施錠での被害が約 7 割を占めるなど、県民が身近に不安に感じている犯罪（窃盗等）に対する防犯意識が低い。
- ・ 県民や事業者の防犯活動（防犯ボランティア活動、防犯CSR活動）の活性化を図るため、情報提供や機材貸与等の各種支援を行った結果、活発な活動に繋がってきているが、団体等によって活動に温度差がある。

また、防犯に配慮した環境整備について、各種広報啓発を行った結果、駐輪場等の整備や防犯カメラの設置等が進められているが、今後も一層の取組強化が求められている。

- ・ ニセ電話詐欺については、広報啓発及び未然防止対策を行った結果、昨年は被害が減少したものの、依然として深刻な現状にあり、架空請求詐欺では高齢者だけでなく幅広い年代が被害者となっている。

<要因分析>

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 県や市町の犯罪被害者支援担当者等を対象とした研修会等を開催しているものの、依然として総合的対応窓口等の担当者の知識・経験不足等が考えられる。
- ・ 犯罪被害者支援等に関する広報啓発活動により、徐々に県民への浸透が図られているものの、更に多くの県民の理解を得るためには、被害初期段階から中期以降の被害者の状況等を理解するための広報啓発活動の手段・方法等について検討する必要がある。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 県民の犯罪被害に対する危機意識等の欠如、自己の防犯対策に対する判断の過剰評価、自主防犯意識の低さが考えられる。
- ・ 県民や事業者等の安全で安心なまちづくり（自主的な防犯や防犯に配慮した環境整備等）に対する理解不足や防犯活動等を行っている団体・企業等の固定化が考えられる。
- ・ ニセ電話詐欺については、家族や地域社会のコミュニケーション不足、刻々と変化する手口に応じた未然防止対策の難しさ、ネット社会における人間関係の希薄化等が考えられる。

<対応方針>

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 犯罪被害者等支援コーディネーターを活用し、各市町で取り扱う支援対象事案を県がとりまとめて還元することにより、担当者の知識・情報不足の解消に努める。

さらに民間支援団体をはじめとした関係機関・団体等と連携を強化し、犯罪被害者等支援条例に基づく推進計画を踏まえた弁護士の法律相談費用の援助や犯罪被害者等支援ボランティア養成講座委託事業により、犯罪被害者等への支援の充実に努める。

また、県警では犯罪被害者等のニーズに応じた支援を行うため、民間支援団体への委託事業を

行っていることから、引き続き体制強化に向けた取組を推進していく。

- ・ 犯罪被害支援フォーラムを始めとした各種広報啓発活動の強化と大学生等を対象とした犯罪被害者等支援出前講座の開催、中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催することなどによって、犯罪初期における報道等を受けた誹謗中傷や犯罪中期における犯罪被害者等への関心の低下への対応を図り、犯罪被害者等支援の理解促進に努める。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 県民が身近に不安に感じている犯罪（窃盗等）の防犯対策のため、防犯教育や各種広報啓発活動を県、警察、関係団体等が強化し、防犯意識の向上と各種防犯対策の周知徹底に努める。
- ・ 防犯ボランティア団体や事業者、関係機関・団体等に対する防犯研修会等の開催や、各種支援対策を強化し、幅広い立場や年齢層によるボランティア活動の活性化を図るほか、同団体等と連携した犯罪の起きにくい社会づくり（犯罪の防止に配慮したまちづくりの充実等）に努める。
- ・ 高齢者を始め、若年層等を含む幅広い年齢層に対し、二セ電話詐欺被害防止の広報啓発活動等を強化するほか、高齢者等犯罪弱者を犯罪に遭わせない地域づくりのため各種防犯対策の推進に努める。

2 交通安全対策の推進（交通指導取締費、運転免許費）

事業の目的

- ・ 交通事故の発生件数について、平成 30 年までに 6,994 件以下とすることを目指す。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29 年 度		前 年 度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
< 主要事項 > 交通安全対策事業	(16,732) 16,683	・ 交通安全虎の巻等を活用した高齢者に対する交通安全教育 ・ 反射材配付、反射材着用推進モデル自治体の指定等による反射材の普及促進 ・ スケアードストレイト方式による自転車交通安全教室の実施 ・ 交通事件管理システムによる交通指導取締りの実施 ・ 交通安全教育車を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育 ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱 ・ 多機能交通看板の設置による交通事故防止啓発の実施	(13,768) 13,672	・ 交通安全虎の巻等を活用した高齢者に対する交通安全教育 ・ 反射材配付、反射材着用促進モデル自治体の指定等による反射材の普及促進 ・ スケアードストレイト方式による自転車交通安全教室の実施 ・ ドライブレコーダー映像による交通安全資料の作成 ・ 交通安全教育車を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育 ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱
< 主要事項 > 運転適性相談における認知症等早期発見対応推進事業	(5,047) 4,848	・ 医療系専門職員を免許センターに配置し、相談受理・医療機関の受診勧奨・免許証の自主返納の勧奨等を通じて高齢者の事故防止を推進	(5,640) 5,316	・ 医療系専門職員を免許センターに配置し、相談受理・医療機関の受診勧奨・免許証の自主返納の勧奨等を通じて高齢者の事故防止を推進

事業の成果

- ・ 人身交通事故の発生件数「7,644 件以下（平成 29 年の数値目標）」を目指して交通安全対策の事業に取り組んだ結果、6,765 件となり、平成 29 年における目標を達成した。

- ・ 高齢者が関係する交通事故を防止するため、高齢者向けの交通ルールや交通マナーを記したリーフレット「交通安全虎の巻」を作成し、各地区老人クラブなどでの交通講話や高齢者宅訪問による個別指導時等において配布した。
- ・ 夜間、歩行者が道路横断中に車にはねられる事故が後を絶たないことから、各季の交通安全県民運動や各種交通安全教室等の際に広く県民に反射材を配布し、多久市を反射材着用推進モデル自治体に指定するなど反射材の利用促進を図った。
- ・ 県内高等学校 6 校において、スタントマンによる交通事故の再現を主とした自転車交通安全教室を実施し、自転車の交通秩序を整序化するとともに、近い将来、四輪の運転者となる高校生に交通ルール遵守の精神を養うなど交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 交通事件管理システムを導入し、交通事故発生実態及び交通指導取締り状況をエリア別、時間帯等で分析、検証し、P D C A サイクルによる交通指導取締りを確立することによって、事故総量抑止を図った。
- ・ 交通事故の約半数は追突事故であり、その主な原因は前をよく見ていなかったことなど初歩的なものであり、多くのドライバーに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を行う必要があるため、ドライブシミュレータ等の機器を搭載した交通安全教育車を導入し（平成 28 年 2 月）県内の各場所で交通安全教育を実施し（平成 29 年度中 113 回活用、体験者 4,384 人、参集者 12,126 人）交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 各季の交通安全県民運動や 5 月の自転車のルール遵守とマナーアップ運動期間などにおいて、地域交通安全活動推進委員（平成 29 年度 146 人委嘱）と協働して交通安全街頭キャンペーンの実施や高校生に対する自転車街頭指導などを実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 交差点及び交差点付近における人身交通事故の半数近くを追突事故が占めることから交差点及び交差点付近の追突事故防止対策として、事故の発生が多い交差点及び交差点付近の発生状況に応じ、昼間は注意喚起看板、夜間は警察官の姿に見える看板となる多機能交通看板を信号機柱等に設置し、交通事故防止を図った。
- ・ 平成 28 年 4 月から、運転免許センターに保健師等の専門知識を有する 2 人を運転適性相談員として配置し、運転免許の更新時等に一定の病気であることを申告した者、認知機能の低下が疑われる者及びその家族からの相談対応を通じて、医療機関の受診勧奨や免許証の自主返納を推奨し、認知症の早期発見・早期対応、さらには病気の症状に応じた相談対応によって高齢者等の交通事故防止を推進した。
- ・ 平成 29 年中の運転適性相談員の取扱い件数は、752 件であり、県下全域（免許センター、各警察署）で取り扱った総件数の約 77% を占め、認知症以外でも脳梗塞等の脳疾患、てんかん、再発性の失神、統合失調症など多岐にわたる相談に応じた。
- ・ 運転適性相談員の配置は、専門的医療知識に基づく的確な質問及び正確な病状判断、警察官では気付かない症状を見逃さない対応、提出された診断書の確認における医療知識の活用など、個別の病状に応じた適性相談を行う上で不可欠なものとなっており、同配置によって運転免許の可否に関する意見や交通事故防止のためのアドバイスを専門的見地を踏まえて行うことができた。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
交通事故の総量抑止	件	(8,578) 8,561	(8,286) 7,783	(7,644) 6,765	(6,994)

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・平成 29 年中の人身交通事故発生件数は、前年対比で減少し、人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数全国ワースト 1 からの脱却を果たしたものの、依然としてワーストレベルにあり、また、痛ましい交通死亡事故が後を絶たない極めて厳しい状況にある。
- ・全人身交通事故に占める追突事故の割合が約 45%と全国平均(約 35%)よりも高く、人身事故件数を押し上げている現状から、追突事故の低減が交通事故発生件数抑止への重要な課題となっている。
- ・高齢者が関係する交通事故の割合が全人身交通事故の約 35%を占め、また、全交通事故死者に占める高齢者の死者の割合も約 53%となっており、高齢者対策が課題となっている。

<要因分析>

- ・人身交通事故発生件数は、対前年比約 13%の減少となったが、追突事故の割合が高く、交通事故件数を押し上げている。
- ・追突事故発生原因の約 88%を脇見や考え事などの前方不注視や動静不注視が占めており、前を見て運転するという運転の基本的遵守事項が守られていない。
追突事故の原因者における 30 歳未満者の割合が高い。(約 33%)
- ・高齢化の進展に伴って、全交通事故に占める高齢者が関係する交通事故の割合が年々増加傾向にある。
- ・交通事故死者の内、歩行中は約 33%を占め、事故の原因は前方不注視が約 42%を占めている。

<対応方針>

- ・人口当たりの全国ワースト 1 脱却は果たしたものの、県内の交通情勢は厳しい状況にあることから、さらに交通事故総量を抑止し、「第 10 次佐賀県交通安全計画」の指標を早期達成し、ワーストレベルの脱却を目指す。
- ・全国平均よりも高い追突事故の発生状況及び運転の基本の遵守の重要性を効果的に広報啓発する。
追突事故における 30 歳未満者の原因者の割合が高いことから、重点的に運転者対策を講じる。
- ・高齢者を中心とした広報啓発活動を実施し、高齢者事故の防止を図る。
- ・反射材の着用を促進するとともに、原則ハイビームの広報啓発を徹底し、歩行者事故の防止を図る。

3 薬物乱用のない社会づくり

事業の目的

- ・ 薬物事犯の取締りを実施するとともに、薬務課等の関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を実施し、もって薬物乱用のない社会をつくる。
- ・ 児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るためには引き続き小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導を徹底する必要がある。

事業の実績

(単位：千円)

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
薬物乱用防止対策	-	・ 薬物事犯の取締り 末端乱用者の取締りによる需要の根絶及び密売人の摘発による供給源の遮断 ・ 広報啓発活動 関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止の広報・啓発活動を実施	-	・ 薬物事犯の取締り 末端乱用者の取締りによる需要の根絶及び密売人による供給源の遮断 ・ 広報啓発活動 関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止の広報・啓発活動を実施
学校における薬物乱用防止教室の実施	-	・ 小学校 13校、13回 ・ 中学校 30校、30回 ・ 高等学校 30校、31回 ・ その他学校 1校、1回 - その他は、高等専門学校を計上	-	・ 小学校 13校、13回 ・ 中学校 28校、28回 ・ 高等学校 19校、20回 ・ その他学校 7校、8回 - その他は、高等専門学校を計上

事業の成果

(薬物乱用防止対策)

- ・ 平成29年中、120件、84人の薬物事犯を検挙するとともに、麻薬取締協議会、「ダメ・ゼッタイ」キャンペーンなどに参加して、薬物乱用防止に向けた広報啓発活動を実施した。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- 要請があった県内の小学校・中学校・高等学校等において、児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されることなどについて指導し、規範意識向上を図った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

(薬物乱用防止対策)

- 覚せい剤やシンナーなどによる薬物事犯検挙者数は、近年横ばいが続いている。また、取締りの強化により、国内で危険ドラッグを販売している実店舗はないが、インターネットやデリバリーによる販売は続いている。なお、危険ドラッグによる検挙者数が減る一方で大麻による検挙者数が増加傾向にある。
- 県内におけるここ数年の薬物事犯による検挙者数は、横ばい(約 70～100 名程度)で推移している。また、薬物事犯の再犯率は約 6 割である。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- 私立学校における薬物乱用防止教室の開催率が低い。また、公立学校の中では、小学校の開催率が低い。

<要因分析>

(薬物乱用防止対策)

- 危険ドラッグが入手しにくくなったことや危険ドラッグの危険性がマスコミ等を通じて知られるようになったため、危険ドラッグから大麻へシフトしたと考えられる。また、インターネット等を通じて「大麻は害がない」「タバコよりも安全である」などの誤った情報が流布されている。
- 薬物は強い依存性を有しているものもあるため、依存症を克服し社会復帰することは難しい。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- 前年度より薬物乱用防止教室の開催率は向上したものの、開催していない学校は、体育や保健体育の授業の中で薬物に関する指導をしているところが多く、教室開催の必要性を感じていない。

<対応方針>

(薬物乱用防止対策)

- 危険ドラッグのインターネット販売に対しては、条例に基づく「知事監視製品」等に指定するなど、監視を継続していくとともに、大麻の危険性・有害性に関する正しい知識について、出前

講座や薬物乱用防止教室を活用し周知を図る。

（学校における薬物乱用防止教室の実施）

- ・ 私立学校については、講師を案内するなど教室開催に向けた協力依頼を行い、公立学校の小学校については、学校保健計画の中に薬物乱用防止教室を位置付けるよう働きかけ、開催されるよう努力する。

楽しい子育て・あふれる人財 さが

- 子育て

1 地域で支える青少年の健全育成（刑事警察費）

事業の目的

非行少年の立ち直りを支援するための居場所づくり活動や少年相談業務を推進するなどして、少年非行（再非行）の防止を図る。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
非行少年を生まない社会づくりの推進	(2,123) 2,105	・ 少年の居場所づくり活動 24回 ・ 少年補導、相談業務 少年補導員委嘱 661人 被害少年サポーター委嘱 8人 少年（大学生）サポーター委嘱 20人 フリーダイヤル相談電話 1台 少年サポート活動用携帯電話 11台 ・ 児童ポルノ事件捜査 児童ポルノ事件捜査機器 インターネット端末 1台 児童ポルノ事件捜査携帯電話 2台	(2,303) 2,192	・ 少年の居場所づくり活動 23回 ・ 少年補導、相談業務 少年補導員委嘱 661人 被害少年サポーター委嘱 8人 少年（大学生）サポーター委嘱 20人 フリーダイヤル相談電話 1台 少年サポート活動用携帯電話 11台 ・ 児童ポルノ事件捜査 児童ポルノ事件捜査機器 インターネット端末 1台 児童ポルノ事件捜査携帯電話 2台

事業の成果

- ・ 非行少年を生まない社会づくりの推進に取り組んだ結果、刑法犯少年の検挙は、平成29年中188人、前年比で103人（35.4％）減少した。しかし、再犯者率が28.2％と依然高く、更には中学生の非行少年の数が高校生の数を7年連続上回るなど、その対策の必要性がますます高まっている。
 飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為少年の補導は、平成29年中655人、前年比で648人（49.7％）減少した。
- ・ 「少年の居場所づくり活動」は、少年の非行防止や立ち直り支援を目的としたものであり、ボランティアとともに少年非行防止などの支援や少年等の健全育成に向けた環境美化活動、社会奉仕活動、スポーツ活動等を行っている。平成29年度の活動回数は24回、延べ314人の少年が参加した。
- ・ 「少年補導業務」は、少年非行を防止し、その健全育成を図るものである。

平成29年度も、少年補導員として661人を委嘱し、街頭補導活動を146回行うとともに、少年相談等、少年非行防止や犯罪被害防止の広報活動等を行った。

また、前年度同様、スマートフォン2台を配備し、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」に取り組んでいる。

- ・ 「少年相談業務」は、少年非行情勢や、いじめ・児童虐待等を背景として、相談内容も複雑・多様化しており、相談窓口であるヤングテレホンを設置し、種々の問題を抱える少年に対する継続的な立ち直り支援を図るなど、他の行政機関の相談窓口ではできない活動を行っている。

平成29年中は、ヤングテレホンに48件の相談が寄せられたほか、平成23年度からは少年サポートセンター職員にサポート活動用携帯電話を配付し、相談に当たらせている。

- ・ 「児童ポルノ事件捜査」は、同事件が主としてインターネットを利用して敢行されていることから、サイバーパトロールにより事件端緒を入手し、積極的に取締りを行っている。また、携帯電話向けの各種サイトが児童買春などの犯罪の温床となっているため、フィルタリングの加入推進を図るとともに、サイトを適宜確認し、取締りに活用している。

児童ポルノ事件捜査機器や携帯電話を活用し、取締りを推進した結果、平成29年中は児童買春・児童ポルノ事件で9件(前年比±0件)、9人(前年比±0人)を検挙した。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

- ・ 刑法犯少年の検挙人数、不良行為少年の補導人数ともに減少が続いている。

<要因分析>

- ・ 少子高齢化により少年の人数が減少していることや、少年のみならず、成人を含んだ全刑法犯認知件数がピーク時であった平成15年の約30%まで減少している。

<対応方針>

- ・ 非行少年の立ち直りを支援するための居場所づくり活動や少年相談業務を推進するなどして、継続して少年非行（再非行）の防止を図る。

- 教育

1 豊かな心を育む教育の推進（警察本部費）

事業の目的

平成 19 年度から、警察官 O B であるスクールサポーター(非常勤嘱託員)を学校に配置し、警察署と連携して、

- ・ いじめ、校内暴力事案等、非行防止に関する指導、助言等
- ・ 児童等の安全確保及び非行、犯罪被害防止等の対策
- ・ 学校周辺における犯罪、事故等に関する情報発信

等の活動を行い、少年の健全育成を図る。

事業の実績

(単位：千円)

事業名	29年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
スクールサポーター配置	(18,960) 18,960	・ スクールサポーター配置 佐賀北警察署 3人 鳥栖警察署 2人 小城警察署 2人 唐津警察署 1人	(18,983) 18,981	・ スクールサポーター配置 佐賀警察署 3人 鳥栖警察署 2人 小城警察署 2人 唐津警察署 1人

事業の成果

- ・ 常駐日数（平成29年4月～平成30年3月）

城北中	157日	大和中	124日	川副中	140日	芦刈中	39日
成章中	167日	鍋島中	132日	鳥栖中	192日	三日月中	37日
東与賀中	19日	金泉中	18日	鳥栖西中	192日	多久中央中	108日
思斉中	22日	昭栄中	22日	小城中	57日	唐津第五中	192日
城西中	21日	城東中	144日	牛津中	40日	その他	105日

- ・ 活動状況

校内巡視（平成 29 年度 1,971 回実施）、非行防止講話（平成 29 年度 9 回実施）、問題少年等に対する声かけ、登校時間帯の挨拶運動などを行い、学校内外において、学校との情報共有や教職員への指導・助言を行うことで学校等との架け橋となっている。

スクールサポーターは、警察官 O B としての経験を生かし、生徒と信頼関係を構築することで、生徒達の身近な存在、相談相手となるなどして、いじめ防止や少年の健全育成等に効果が上がっている。

学校関係者からは、「荒れた学校では警察との連携が必要であり、様々な面で助けてもらっている」、「職員の目の届かないところまで気を配ってもらえ、指導体制が充実した」などの声が上がっており、その活動の反響は大きく、スクールサポーターの継続派遣や新規派遣の要望が多い。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

施策の取組状況、要因分析、対応方針

< 進捗・達成状況 >

- ・ 佐賀県では、少年非行等に対する経験、知識を有する警察官OBを活用し、平成 19 年度からスクールサポーターとして、中学校に派遣・常駐させ、問題少年に対する声かけや安全確保対策等を行うなど、警察と学校の橋渡し役として活動している。

平成 29 年における刑法犯少年の検挙人員は 188 人と、平成 19 年の約 25% に減少しているものの、7 年連続で中学生の検挙・補導人員が高校生の検挙人員を上回っており、また、少年の再犯者率についても 28.2% と高い割合を占めるなど、佐賀県の少年非行情勢は厳しい状況にある。

< 要因分析 >

- ・ 少年非行問題に的確に対応していくためには、警察と学校等との緊密な連携が不可欠であるが、両者の架け橋として重要な役割を果たすスクールサポーターの配置は、8 人に留まっている。

< 対応方針 >

- ・ 現在配置されているスクールサポーターへの研修等を通じて、学校等の教育機関と連携強化を図り、少年の健全育成に取り組む。

自発の地域づくり さが

- 交通ネットワーク

1 くらしに身近な道路の整備（交通指導取締費）

事業の目的

県内のくらしに身近な道路の交通安全施設等を整備、高度化し、交通事故の少ない安全な道路環境を確保する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	29年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
交通安全施設整備	（582,983） 581,811	・交通安全施設等の高度化等 集中制御化 5箇所 情報収集装置 2箇所 情報収集提供装置16箇所 プログラム多段系統化 3箇所 半感応化 5箇所 プログラム多段化9箇所 押ボタン化 3箇所 多現示化 3箇所 視覚障害者用付加装置 1箇所 高齢者等感応化 1箇所 鋼管柱化 37箇所 路側式標識 80本 横断歩道 24.0km 実線 7.0km 図示 14.5km 抹消 1.1km 新設信号機 13箇所 等	（478,892） 477,270	・交通安全施設等の高度化等 情報収集装置 2箇所 情報収集提供装置16箇所 プログラム多段系統化 5箇所 半感応化 5箇所 プログラム多段化6箇所 押ボタン化 6箇所 多現示化 5箇所 視覚障害者用付加装置 1箇所 高齢者等感応化 1箇所 信号灯器のLED化 8箇所 鋼管柱化 15本 路側式標識 40本 横断歩道 50.5km 実線 40.0km 図示 35.0km 新設信号機 14箇所 等

事業の成果

交通安全施設等の高度化については、交通管理者として適正かつ効果的な交通管制を維持・推進するため、情報収集提供装置16箇所、交通管制センターにより集中制御されている信号機の制御機5箇所、信号機のプログラム多段系統化3箇所を更新したほか、高齢者や障害者等の円滑な移動を実現するため、信号機のバリアフリー化2箇所を更新した。

さらに、車両及び歩行者に対して交通規制の実施状況をより明確に認識させることにより、交通

事故を防止するとともに円滑な交通を実現することを目的として、生活道路において、「ゾーン30」1箇所、「ライン30」2箇所の整備を実施した。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

施策の取組状況、要因分析、対応方針

<進捗・達成状況>

交通の安全を確保する必要がある道路について、計画的かつ重点的に交通安全施設等の整備を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と円滑化に努めた。

具体的には、道路交通の実態に即した信号機の新設を行うとともに、既設信号機の高度化、地域制御化、系統化を推進した。さらに、道路標識の大型化及び道路標示の高輝度化等を実施し、視認性の向上を図ってきた。

しかし、交通の安全確保のみならず、地域経済にも大きな影響を及ぼす交通安全施設にも耐用年数があり、これまで、更新時期を迎えた施設の更新整備を進めてはいるものの、更新基準を超えている施設も多く現存するというのが実情である。

<要因分析>

老朽化した施設の大量更新期を迎えているので、計画的かつ効率的に施設の更新を行う必要があるが、厳しい財政状況が続いているため、多額の予算確保が困難となっている。

<対応方針>

限られた財源等を踏まえつつ、ストック数の削減、トータルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、施設点検を継続して経過年数、点検結果、補修履歴等を踏まえた上で総合的に判断し、更新の必要性が高いと認められる施設を優先的に更新するとともに、県民の安心・安全を確保するためにも、継続的に予算確保を行う。

また、損傷が軽微なものは、早期の段階で予防的な修繕等を実施することにより、大規模な修繕や更新をできるだけ回避する予防保全の考え方に基づいた維持管理及び計画的な更新を推進する。